



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 農用地利用配分計画の認可の申請（農政経済課）…………… 1
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 2
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 2

公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知（道路街路課）…………… 3

告 示

沖縄県告示第621号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、平成28年12月6日から同月19日までの間、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。

平成28年12月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
金城浩行	大宜味村字津波	大宜味村字津波津波山1971番159
山内典貴	大宜味村字饒波	大宜味村字白浜安瀉地原730番
山内典貴	大宜味村字饒波	大宜味村字白浜安瀉地原678番1ほか2筆
沖縄総合農産加工株式会社	東村字平良	名護市字饒平名湧増589番ほか4筆
農業生産法人株式会社又吉農園	名護市字安和	名護市字振慶名仲嵩414番8ほか2筆

2 申請年月日 平成28年11月25日

沖縄県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市西原第1地区県営農地整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成28年12月7日から平成29年1月11日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市入江西地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地計画について、平成28年11月24日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成28年12月7日から平成29年1月11日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第624号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、糸満加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成28年12月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第625号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成28年12月6日

沖縄県文化観光スポーツ部長 前 田 光 幸

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成28年12月20日から平成29年2月5日まで
- 4 観覧料の額
平成28年度美術館企画展「夢の美術館～めぐりあう名画たち～」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体が観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 南城都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・1号南部東道路
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県南風原町字喜屋武与重盛原、字喜屋武武川良原及び字神里和加那原並びに南城市大里字高平神里原、大里字高平運田原、大里字高平松尾原、大里字高平平川原及び大里字高平前原地内
 - (2) 使用の部分 沖縄県南城市大里字高平神里原地内

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4</p>
--	--